

災害救助物資の供給等に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、和光市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（物資の範囲、報告）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、物資の供給の可否・日時・数量等は、乙において決定されるものであることを甲は了承する。
- (1) 乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資
- (2) その他甲が指定する物資
- 2 この協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先が行うものとする。
- ただし、乙又はその業務委託先が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。
- 2 甲は前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（物資の代金等）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生の前直前における適正な価格とする。
- 3 第4条第1項の物資の運搬について、乙は、引渡場所までの運搬に要した費用を、甲に請求することができる。
- 4 甲は、必要に応じ、第4条第1項の引渡場所より遠の物資の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、乙がそのために要する費用は甲の負担とする。

(生活物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は、それに協力する。

(連絡責任者)

第8条 物資の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(準用)

第9条 この協定は、和光市国民保護計画においても準用する。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第12条 この協定を解約する場合は、解約日の1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 5月 9日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 松本 武洋

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博